解散命令公告

山形県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れず、中小企業団体の組織に関する法律第69条第４項で準用する中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成 23 年３月 28 日

山形県知事　吉村美栄子

記

命令の要旨

中小企業団体の組織に関する法律第69条第３項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

山形県シューズ卸商業組合

山形県山形市流通センター一丁目６番地の２

教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第６条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県知事に対して、異議申立てをすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、山形県を被告として提起することができる。

ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成 23 年３月 28 日　　熊本県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　豊永　浩臣　本籍地　熊本県

生年月日　昭和43年１月20日

⑴　免許状の種類、教科、番号、授与年月日及び授与権者

①　小学校教諭一種免許状

平05小１種第1378号　平成６年３月31日

岐阜県教育委員会

②　中学校教諭二種免許状　社会

平05中２種第1004号　平成６年３月31日

岐阜県教育委員会

⑵　失効年月日　平成22年12月27日

⑶　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

2　失効した免許状

氏名　直江　昭二　本籍地　熊本県

生年月日　昭和31年９月６日

⑴　免許状の種類、教科、番号、授与年月日及び授与権者

①　小学校教諭一級普通免許状

昭五六小一普第二〇六号　昭和57年３月31日　熊本県教育委員会

②　中学校教諭一級普通免許状　保健体育

昭五六中一普第三六四号　昭和57年３月31日　熊本県教育委員会

③　高等学校教諭二級普通免許状　保健体育

昭五六高二普第六〇八号　昭和57年３月31日　熊本県教育委員会

⑵　失効年月日　平成22年12月27日

⑶　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

3　失効した免許状

氏名　大野　浩孝　本籍地　鹿児島県

生年月日　昭和57年11月24日

⑴　免許状の種類、教科、番号、授与年月日及び授与権者

①　小学校教諭一種免許状

平一七小一第八号　平成17年４月30日

熊本県教育委員会

②　中学校教諭一種免許状　保健体育

平一七中一第四号　平成17年４月30日

熊本県教育委員会

③　高等学校教諭一種免許状　保健体育

平一七高一第一六号　平成17年４月30日

熊本県教育委員会

⑵　失効年月日　平成23年２月２日

⑶　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60～70歳の男性、身長168㎝、痩せ型、白髪交じり、所持金品は眼鏡、タバコ

上記の者は、平成23年２月22日、箱根町湯本1004番地の２の山林の鉄塔に首を吊って亡くなっているのを発見された。死亡推定日時は平成23年２月22日午前頃。身元不明のため、遺体は火葬に付し、当町早雲寺に納骨してあります。心当たりの方は、当町健康福祉課まで申し出てください。

平成 23 年３月 28 日

神奈川県　足柄下郡箱根町長　山口　昇士

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳以上の男性、推定身長160㎝、上衣ジャンパー、丸首長袖シャツ、下衣スラックス、肌着、靴下、紳士靴

上記の者は、平成22年12月20日午後零時５分頃新富町営富田浜プールの北側広場近くの松林において、白骨死体で発見されたもので、死亡日は、平成21年12月頃と推定される。遺体は火葬に付し、遺骨は新富町霊園に納骨してあります。

心当たりの方は、新富町福祉課まで申し出てください。

平成 23 年３月 28 日

宮崎県　　新富町長　土屋　良文

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十三年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

秋田県大仙市四ツ屋字**神**田一〇〇番地の一

〇　有限会社藤田建築

代表清算人　藤田　孝正

解散公告

当社は、平成二十三年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

埼玉県川口市大字新堀字前二六四番地

株式会社宮下印刷所

代表清算人　宮下　則子

解散公告

当社は、平成二十三年二月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

東京都渋谷区本町四丁目四九番一八号

株式会社クロール

代表清算人　瀬下　和三

解散公告

当社は、平成二十三年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

東京都小金井市緑町四丁目六番六号

株式会社ヒラノ・オートクリニック

代表清算人　平野　征兵

解散公告

当社は、平成二十三年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

東京都江戸川区中葛西六丁目一番七号

有限会社将喜工業

清算人　吉山麻衣子

解散公告

当社は、平成二十三年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

横浜市保土ヶ谷区西谷町一一二五番地の五

有限会社西谷工芸

清算人　河原日出男